

相談支援従事者指導者養成研修

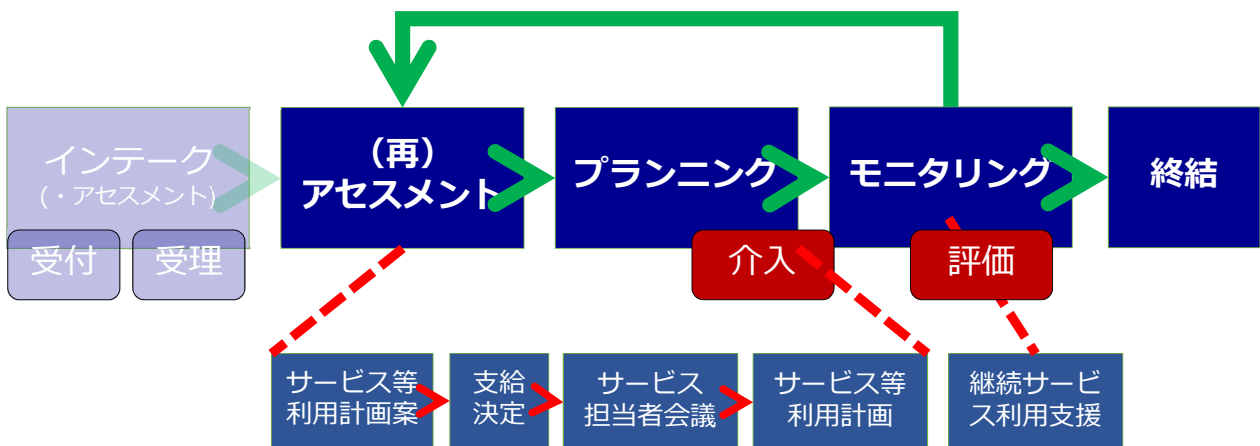
ケアマネジメント基礎コース

令和3年9月17日（午前）

講義【ケアマネジメントの終結・午前のまとめ】

長野県 上小圏域基幹相談支援センター
所長 橋詰 正

§4 モニタリングと評価・終結



終結

- 今回の事例の場合、どこが終結でしょうか。
- ・大学に安定して通学できるようになった頃
 - ・大学卒業時
 - ・就職が安定した頃
 - ・彼氏ができた頃
 - ・彼氏と同棲し、サービスが終了した時
 - ・今でも継続中
 - ・その他
- 終結して大丈夫だろうか

※合議による終結判断も重要

【ケアマネジメントにおける終結】

- ① プランに設定したゴールが達成され、ゴールを更新する必要がなくなった場合。
- ② 本人が希望しなくなった場合。
- ③ 機関としての役割を終えた場合（役割／転居・死亡等）。

- ・卒業
・つないで終了

（・なんとなく終結の雰囲気）

※相談支援として完全に終結とはなかなかしづらい。

「いつでもまた来てね」というメッセージと雰囲気を。

計画相談の場合、障害福祉サービス（児童福祉法のサービス）利用が終了した場合に終了になってしまいます。さて、あなたはどのように考えますか？

令和3年度報酬改定から見える計画相談支援の終結後の相談支援のスタンス

【居宅介護支援事業所等連携加算（見直し）】

【現行】
居宅介護支援事業所等連携加算 100単位/月
【見直し後】
（計画相談）
居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月 ①、②、
100単位/月 ③

サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

【保育・教育等移行支援加算《創設》】

（障害児相談）
保育・教育等移行支援加算 300単位/月 ①、②、
100単位/月 ③

サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要する者に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。


① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

300単位/月



② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合


300単位/月



③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合

（この目的のために作成した文書に限る）
・計画やモニタリング等、これまでの情報コピーなどは認めない

100単位/月



例1 例えば、65歳介護保険へのボタンタッチは、Wケアマネでの丁寧な相談支援の提唱からして、引き継ぎ後にケアマネジャーと同行して自宅訪問やサービス担当者会議への出席等。

例2 就労移行支援から、就職し6か月までのフォローアップでの訪問や会議参加。
（6か月後は、就労定着支援への切り替えまでのつなぎ支援の活用）

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

【就労移行支援】

障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

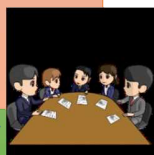
【支援計画会議実施加算】 583単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

保育・教育等移行支援加算《創設》】

他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に

300単位/月



【就労定着支援】

関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

初任者研修3日目・4日目の演習を通じ、受講生が実習へと実践できるための理解が得られたでしょうか？・・・が、研修評価！